

【アメリカ】2013年度国防授權法と尖閣問題

海外立法情報課・廣瀬 淳子

* 2013年度国防授權法が、2013年1月2日に大統領の署名を経て成立した。上院の審議では、尖閣諸島が日本の施政下にあり、日米安全保障条約の適用対象であるとする条項が修正案として盛り込まれた。

1 2013年度国防授權法案の審議

国防授權法は、国防政策や予算の大枠を定めるもので、原則として毎年制定される。2013年度国防授權法案は、下院法案(H.R.4310)が2012年5月18日に下院を通過し、上院法案(S.3254)は、12月4日に上院を通過した。12月18日に両院協議会で成案を得て、2013年1月2日に成立した。

予算額は、国防予算5522億ドル、アフガニスタンにおける海外戦費等が885億ドルで、オバマ政権の要求額を17億ドル上回っている。政権の求めていた軍人給与引上げについては、要求のとおり1.7%となった。沖縄に駐留している海兵隊のグアムへの移転経費は、2600万ドルが認められた。グアンタナモの施設に収容されている者の米国内への移送や釈放の禁止条項が1年間延長された。また、イランへの経済制裁が強化された。

法案審議の論点は、予算総額、軍人給与の引上げと、グアンタナモの施設に収容されたテロ容疑者の裁判権や移送問題等であった。オバマ政権は両院通過法案ともに拒否権行使を示唆していた。下院通過法案については、予算の総額が大きいこと、政権の機動的な防衛政策の遂行を妨げかねないこと、上院通過法案については、グアンタナモ収容者の外国への移送禁止条項に反対を表明していたが、この条項は修正された。

2 尖閣諸島に関する上院修正

尖閣諸島に関する修正案(注1)は、ウェブ(Jim Web、民主党、バージニア州)上院外交委員会東アジア太平洋問題小委員長が提出し、共同提出者はインホフ(James M. Inhofe、共和党、オクラホマ州)議員、リーバーマン(Joseph J. Lieberman、無所属、コネティカット州)議員、マッケイン(John McCain、共和党、アリゾナ州)議員の3名であった。2012年11月29日に提出され、同日全会一致で可決された。

修正案は尖閣諸島の状況について上院の意思を表明することを目的として、尖閣諸島が日本の施政下にあることや、日米安全保障条約第5条が適用されることを確認し、この問題が国際法に従い平和的に解決されることを求めている。

これらの内容は、2012年9月20日の上院外交委員会東アジア太平洋問題小委員会での公聴会の場で、国務省から示されたオバマ政権の立場(注2)とも合致するものである。ウェブ小委員長は、11月29日の声明で、「この修正案は、アジア太平洋におけ

る重要な同盟国に対する強い支持の表明である。」「過去数年間中国は東シナ海での尖閣諸島や南シナ海での領有権を主張するため、次第に攻撃的な行動を取っている。この修正案は、米国が尖閣諸島が日本の施政下にあることを認めていることと、この立場は脅迫、強制、軍事行動では変化しないことを議論の余地なく明言するものである」と述べている(注 3)。両院協議会においても、この上院修正案はそのまま採択された。

3 尖閣条項

2013 年度国防授權法の尖閣諸島に関する条項は、次のとおりである。

第 1286 条 尖閣諸島の状況に関する連邦議会の意思

次の各項を連邦議会の意思とする。

- (1) 東シナ海はアジアの共通の海域として重要な領域であり、アジア太平洋地域のすべての国に利益をもたらす交通や通商上死活的なシーレーンを含んでいる。
- (2) 東シナ海における領有権や管轄権の平和的解決のためには、すべての当事者が、紛争を複雑化させ、若しくは悪化させ、又は地域を不安定化させるような行為を自制することが必要である。また、見解の相違は、建設的なやり方で、普遍的に認められている国際慣習法の原則に沿って処理されなければならない。
- (3) 尖閣諸島の最終的な領有権については、米国は、いかなる立場も取らないが、米国は、尖閣諸島が日本の施政下にあることを認める。
- (4) 第三者による一方的な行為は、尖閣諸島に対する日本の施政権に関する米国の認識に影響を与えない。
- (5) 米国は、航行の自由、平和と安定の維持、国際法の尊重、支障のない合法的な通商に国益を有する。
- (6) 米国は、当事国が領土紛争を強制によることなく協働作業による外交的手段によって解決することを支持し、東シナ海における主権及び領有権問題の解決をめざすいかなる当事国による強制、武力による威嚇又は武力の行使の企てにも反対する。
- (7) 米国は、日本政府と、日米安全保障条約第 5 条「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する」に基づく約束を再確認する。

注(インターネット情報はすべて 2013 年 1 月 8 日現在である。)

(1) SA3275.<<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/GREC-2012-11-29/pdf/GREC-2012-11-29-pt1-PgS7222.pdf#page=51>>

(2) 新田紀子「アジアの海洋領有権紛争・主権問題に関する上院公聴会」『外国の立法』No. 243-2, 2012.11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3948096_po_02530213.pdf?contentNo=1>

(3) “Senate Approves Webb Amendment to Reaffirm U.S. Commitment to Japan on the Senkaku Islands” <<http://www.webb.senate.gov/newsroom/pressreleases/2012-11-29-02.cfm>>